備 前 市 施 策 評 価 シ ー ト

（平成18年度事業）

施策名（小項目）	土地利用	コード	作成者	役職	都市整備課長
		01-01-01		氏名	樽家真佐人
				電話	64-1833

備前市総合計画の内容から記載する

施策の体系		
	大項目（基本目標）	安全で快適に暮らせるまちづくり
	中項目（基本施策）	生活しやすいまちづくり

① 施策の対象と目的 (誰のために、何のために)	土地は市民の限られた資源であることから、健康で文化的な生活環境を確保するため、限られた土地を有効活用し、かつ保全していく必要がある。
② 現況と課題 (総合計画から現在の問題点を抽出)	総面積に占める山林の割合が多く(約80%)、まとまった平地に乏しく、可住地帯は細分されている。土地利用の状況については、林野と耕地が減少し、宅地が増加しているが、今後は、県南東部の拠点都市を目指して、限りある土地の総合的・計画的な利用を図るとともに、少子高齢化社会、レクリエーション需要の増大及び広域化に対応して、自然環境の保全に努めながら、地域の特性を生かした土地利用を進めていく必要がある。
③ 施策展開 (総合計画の施策部分から、実施する施策を抽出)	・ 健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図るため、総合的かつ計画的な土地利用を行う。 ・ 農用地は、優良農地の確保とほ場整備などによる土地基盤整備を推進し、農用地の高度利用を図る。 ・ 森林資源の計画的な維持培養を推進するとともに、自然環境に配慮した森林の整備を図る。 ・ 定住化の促進を図るため、関連施設の整備とともに、企業などの未利用地を活用して住宅用地の確保に努める。 ・ 地場産業の育成強化や優良企業の誘致を推進し、均衡の取れた地域経済の基盤確立のため、用地の確保に努める。 ・ 広域的・総合的な交通ネットワークを踏まえた道路網整備、生活道としての市道整備や駐車場用地の確保に努める。 ・ 自然災害の防止等の立場から河川改修、用排水路の整備に努め、必要な用地の確保に努める。

④市民意識調査による施策の重要度・満足度

調査年度	H19	H20	H21
重要度（%）			
満足度（%）			

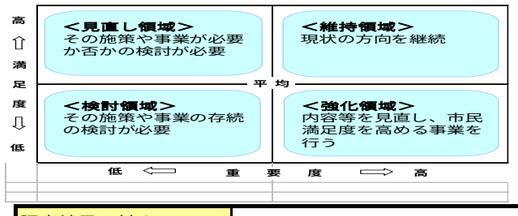

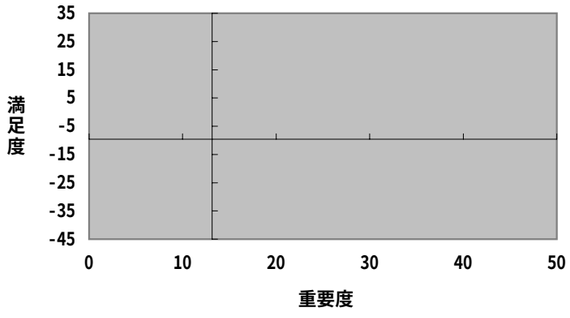

調査結果に対するコメント、市民の反応等 （調査対象でない施策の場合は、市民の反応等）	土地利用の制度(国土利用計画法、公拡法、農地法、都市計画法、森林法等)については、市民にはあまりなじみが無い制度で、問い合わせ、申請等は大部分が代理人によるものがほとんどである。

⑤ 施策成果指標（基本目標・基本施策・施策意図から設定）

	施策に対する成果指標名		単位	評価年度 H17	評価年度 H18		目標値 H23	目標値 H28	ベンチマーク	指標の説明
1	違反件数	目標	件	0.0	0.0		0.0	0.0		違反件数を0にする。
		実績	件	3.0	3.0					
		達成率	%	0.0	0.0					
2	審査率	目標	件	100.0	100.0		100.0	100.0		審査件数/受理件数
		実績	件	100.0	100.0					
		達成率	%	100.0	100.0					
3		目標								
		実績								
		達成率	%							
4		目標								
		実績								
		達成率	%							

⑥ 施策構成事務事業の評価

担 当 課 長 評 価

	施策を構成する事務事業名	事務事業評価結果 A ～ E (高 ～ 低)	細事業一覧表	事業分類	事業費（単位：千円） H17 直接事業費	H17 人件費	H18 直接事業費	H18 人件費	H19 直接事業費	H19 人件費	優先順位 ☆☆☆ ☆☆ ☆ その他
1	土地利用計画事業	C	土地利用計画策定事務	ソフト事業	0	2,145	0	1,390			☆☆☆
			公拡法届出審査事務	法定事務	0		0				☆☆
			国土利用計画法届出審査事務	法定事務	71		57				☆☆
			遊休土地調査事務	法定事務	3		12				☆☆

この施策に要した費用（人件費込、単位：千円）	H17	H18	H19
	2,219	1,459	

⑦ ⑥以外で、目標達成に必要な新規事業及び連携させる他部署の事業

実施主体	新規に必要な事業・連携が必要な事業	そ の 説 明
岡山県	各種開発関係部署との連携	連携により事前に情報を得られ事前指導が可能となる
農林水産課	農地法、森林法等の許認可事務との連携	連携により事前に情報を得られ事前指導が可能となる

⑧ 施策の評価

5：非常に高い　4：高い　3：どちらともいえない　2：低い　1：非常に低い

項 目	一次評価 評価	一次評価 判断理由	二次評価 評価	二次評価 判断理由
1 目的達成度	2	違反件数が昨年と同じだけある。	2	違反件数が目標数値を上回った
2 事業構成の適当性	3	法の周知方法を検討する必要がある。	3	法の趣旨を理解するための研修会を事業に取り入れてはどうか。
3 施策の有効性	3	法定事務であるため必要	3	市民にとっては、分かりにくい制度であるが、制度としては必要である。
今後の展開・協働の可能性・事業の見直し等の担当への指示	市民のみならず市外の人にも法の趣旨、周知方法を十分に知らせる検討が必要		土地利用の制度については、市民に理解されにくい制度であるため、分かりやすいパンフレットなど作成してはどうか。	

二次評価者コメント		平成20年度予算の方向性
役職　産業建設部長 氏名　三好　　保	前年度並みの予算は止むを得ない。	前年度並みの配分